

件 名	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機における原子炉補機冷却水ポンプ（B）の不具合について
通報日	平成 17 年 1 月 17 日
概 要	<p>当所 7 号機（改良型沸騰水型、定格出力 135 万 6 千キロワット）は、定格熱出力一定運転中ですが、平成 17 年 1 月 16 日午後 11 時 40 分頃、タービン建屋をパトロール中の運転員が運転中の原子炉補機冷却水ポンプ<sup>注1</sup>（B）で異音を確認しました。このため、同日午後 11 時 52 分、保安規定に定める「運転上の制限」<sup>注2</sup>からの逸脱を宣言し、当該ポンプを停止いたしました。</p> <p>その後、保安規定に基づき、同ポンプが不調の場合に要求される措置を実施し、問題がないことを確認しております。</p> <p>調査したところ、軸受油の飛散防止カバーがゆるみ、ポンプ側のカバーと接触していた痕が確認され、これにより異音が発生したものとわかりました。今後、ゆるんでいた軸受油の飛散防止カバーの締め付けを行い復旧を行います。</p> <p>なお、保安規定においては、10 日以内に正常状態に復旧することが求められています。</p> <p>注 1：原子炉補機冷却水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却系は 3 系統で構成されており、各系統ごとにポンプが 2 台ずつ設置されています。通常時は発電所建屋内にある補機（ポンプ軸受、熱交換器等）の冷却のため、冷却水（純水）を循環させておりますが、非常時には原子炉冷却材喪失信号を受け、非常用ディーゼル発電機などの非常用機器の冷却を行います。</p> <p>注 2：運転上の制限</p> <p>保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。</p> <p>（平成 17 年 1 月 17 日 プレス発表内容）</p> <p><a href="http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/17011701.pdf">http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/17011701.pdf</a></p> <p><a href="http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/17011703.pdf">http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/17011703.pdf</a></p>